

富田林市教育委員会規程第 号

富田林市教育委員会自動車の管理及び運行
に関する規程の一部を改正する規程

富田林市教育委員会自動車の管理及び運行に関する規程（昭和58年富田林市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富田林市教育委員会公用車管理規程

本則を第3条とし、同条に見出しとして「(公用車の管理及び運行)」を付し、同条中「自動車」を「公用車」に改め、同条に次の後段を加える。

この場合において、同規程中「市長」とあるのは「教育長」と、「総務部長」とあるのは「教育総務部長」と読み替えるものとする。

第3条の前に次の2条を加える。

(目的)

第1条 この規程は、本市教育委員会の公用車の適正な管理及び効率的な運用並びに安全運転等に関し、法令その他別に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「公用車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車であって、教育委員会が所有し、及び使用するものをいう。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

富田林市教育委員会自動車の管理及び運行に関する規程（昭和58年富田林市教育委員会規程第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="315 411 987 443"><u>富田林市教育委員会自動車の管理及び運行に関する規程</u></p> <p data-bbox="264 917 1106 991">富田林市教育委員会の<u>自動車</u>の管理及び運行に関しては、富田林市公用車管理規程（平成29年富田林市規程第1号）の例による。</p>	<p data-bbox="1211 411 1637 443"><u>富田林市教育委員会公用車管理規程</u></p> <p data-bbox="1167 464 1256 496"><u>（目的）</u></p> <p data-bbox="1133 517 1995 639">第1条 この規程は、本市教育委員会の公用車の適正な管理及び効率的な運用並びに安全運転等に関し、法令その他別に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1167 660 1256 692"><u>（定義）</u></p> <p data-bbox="1133 713 1995 836">第2条 この規程において、「<u>公用車</u>」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車であつて、教育委員会が所有し、及び使用するものをいう。</p> <p data-bbox="1167 857 1458 888"><u>（公用車の管理及び運行）</u></p> <p data-bbox="1133 909 1995 1086">第3条 富田林市教育委員会の<u>公用車</u>の管理及び運行に関しては、富田林市公用車管理規程（平成29年富田林市規程第1号）の例による。<u>この場合において、同規程中「市長」とあるのは「教育長」と、「総務部長」とあるのは「教育総務部長」と読み替えるものとする。</u></p>